

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月15日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年11月1日 午後6時00分頃

2 事故発生の場所

つくば市面野井194番3

3 相手方

(1) 所在地 つくば市

(2) 法人名

4 事故の概要

つくば市道1級55号線上の街路樹から枝が折れて垂れ下がり、走行していた相手方車両のボンネット、フロントグリル、左側のフロントフェンダー、助手席側ドア、サイドミラー及び屋根を損傷させたもの

5 損害賠償額

金388,733円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金388,733円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。